

令和6年度第2回丸亀市文化芸術推進審議会

議題2 第2次丸亀市猪熊弦一郎現代美術館運営ビジョンの改定について

1. 審議内容

第2次丸亀市猪熊弦一郎現代美術館運営ビジョンの対象期間の延伸と一部改正について

(提案の背景及び理由)

第2次丸亀市猪熊弦一郎現代美術館運営ビジョンの対象期間は令和6年度までとなっており、今年度改定作業を進めるべきところである。しかしながら、本ビジョンは、美術館運営の普遍的な理念を定めたものと捉えることができるため、対象期間を定めて、適宜見直す特性のものではないと考えられる。

また、上位計画である「丸亀市文化芸術基本計画」の対象期間が令和7年度までであり、その整合性を図るためにも今年度にビジョンの改定を行うことは合理的ではないと思われる。

以上の趣旨に鑑み、国の法律（文化芸術基本法、博物館法など）や条例の改正に伴い、改正の必要が生じた段階で行うものとし、ビジョンの対象期間については特に定めないものとしたしたい。

なお、現ビジョンには策定当時の現状を反映した表記があり、今年度中に一部改正したものを提案し、改めてご審議をいただきたい。

2. 参考資料

(1)ビジョンの概要

①ビジョン策定の目的

MIMOCAの存在意義である理念と猪熊画伯の精神を明確にし、現代の社会環境の変化を踏まえた行動指針を設定

②ビジョンの対象期間

令和4年度から令和6年度までの3年間

③位置づけ

丸亀市文化芸術基本計画を上位計画とする

(2)丸亀市文化芸術基本計画の概要

①基本計画策定の目的

「新しい価値と新しいつながりを生み出す」を基本理念とし、市民の文化的権利を基本に、文化芸術が持つ様々な価値を生かすとともに、誰もが安全安心で豊かな生活を営めるよう、様々な関連分野と連携し、文化芸術における幅広い施策を展開することを目的とする。

②基本計画の対象期間

令和4年度から令和7年度までの4年間

③位置づけ

第二次丸亀市総合計画を上位計画とする。策定の根拠法令は「文化芸術基本法」
「丸亀市文化芸術基本条例」とする。